

特定施設スプリンクラー設備 (小規模社会福祉施設への設置)

住友電設グループ



スミセツエンジニアリング株式会社

1. 消防法改正の背景

平成18年1月、長崎県のグループホームにおいて、死者7名、負傷者3名を出す痛ましい火災が発生しました。



◀ 火災発生後の建物の外観
(総務省消防庁ホームページより)

この火災を契機に平成19年6月に消防法が改正公布されました。

特に福祉施設(グループホーム等)は規制が強化され、自動火災報知設備・火災通報設備・消火器は建物の述べ面積に関係なく設置が義務づけられ、**スプリンクラー設備は建物の延べ面積275m²以上1,000m²以下の施設でも設置が必要になりました。**

2. 消防法改正による消火設備の概要

改正のきっかけ

平成18年1月、長崎県のグループホームで7名の死者が出る火災が発生。



平成19年6月 消防法改正

主なポイント

- ・老人福祉施設(グループホーム等)への設置基準を強化
- ・全ての施設で、自動火災報知設備・火災報知設備・消火器の設置が必要
- ・スプリンクラー設備は、延べ面積275m²以上の施設から設置が必要

3. 消防法改正の内容

1) 防火対象物の用途区分

消防法改正前	消防法改正後
(6)項ロ 福祉施設	(6)項ロ 福祉施設、グループホーム ← 主に入居を伴う施設
	(6)項ハ 福祉施設、デイサービス ← 主に通所の施設
(6)項ハ 幼稚園など	(6)項ニ 幼稚園など

2) 消防用設備等の設置基準強化

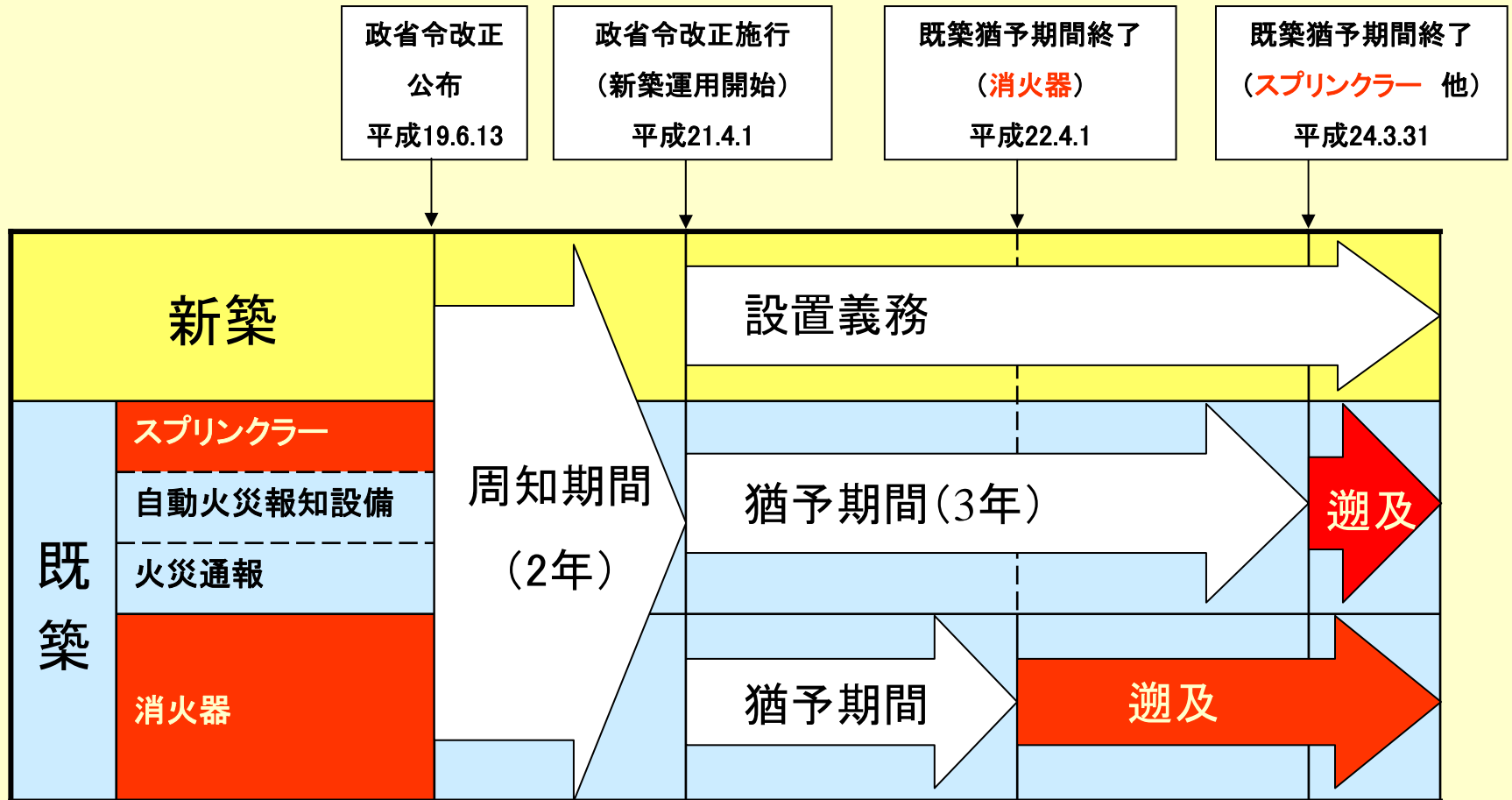
消防用設備	消防法改正前	消防法改正後
消火器	延べ面積150m ² 以上	延べ面積に関わらず全てに設置
スプリンクラー設備	延べ面積1000m ² 以上 (平屋建てを除く)	延べ面積275m ² 以上※ (平屋建ても含む)
自動火災報知設備	延べ面積300m ² 以上	延べ面積に関わらず全てに設置
消防機関へ通報する火災報知設備	延べ面積500m ² 以上	延べ面積に関わらず全てに設置

※総務省令で定める構造を有するものは除く。1000m²未満の場合、特定施設水道連結型スプリンクラー設備とする事ができる。

3) その他改正事項

	消防法改正前	消防法改正後
防火管理者の選任	収容人員30人以上	収容人員10人以上
消防検査	延べ面積300m ² 以上	延べ面積に関わらず全ての施設で必要

4. 設置期間(施行期日)



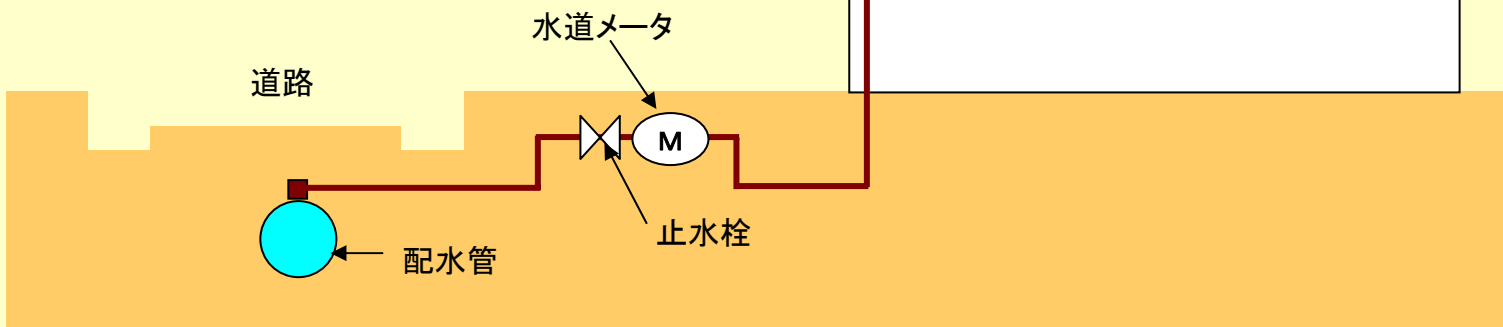
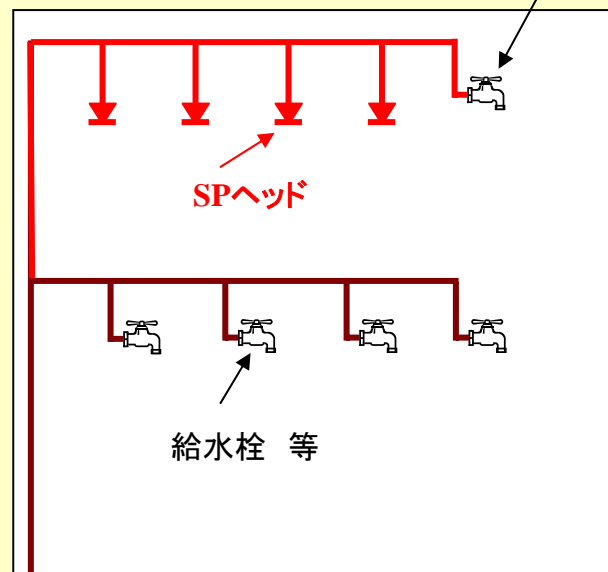
5. スプリンクラー設置の概要

1) 直結直圧式(消防予第390号別紙1より)

<特徴>

- ・SPヘッドでの放水圧力、放水量確保の為配水管圧力、給水管径、メーター口径の検討が必要
- ・水道事業者からの工事承認が必要です(どの方式にも必要)
- ・もっとも安価な方式

※水の停滞防止、スプリンクラー設備としての放水確認のため給水栓などを設置



※一般の給水とスプリンクラーを系統分けする方法

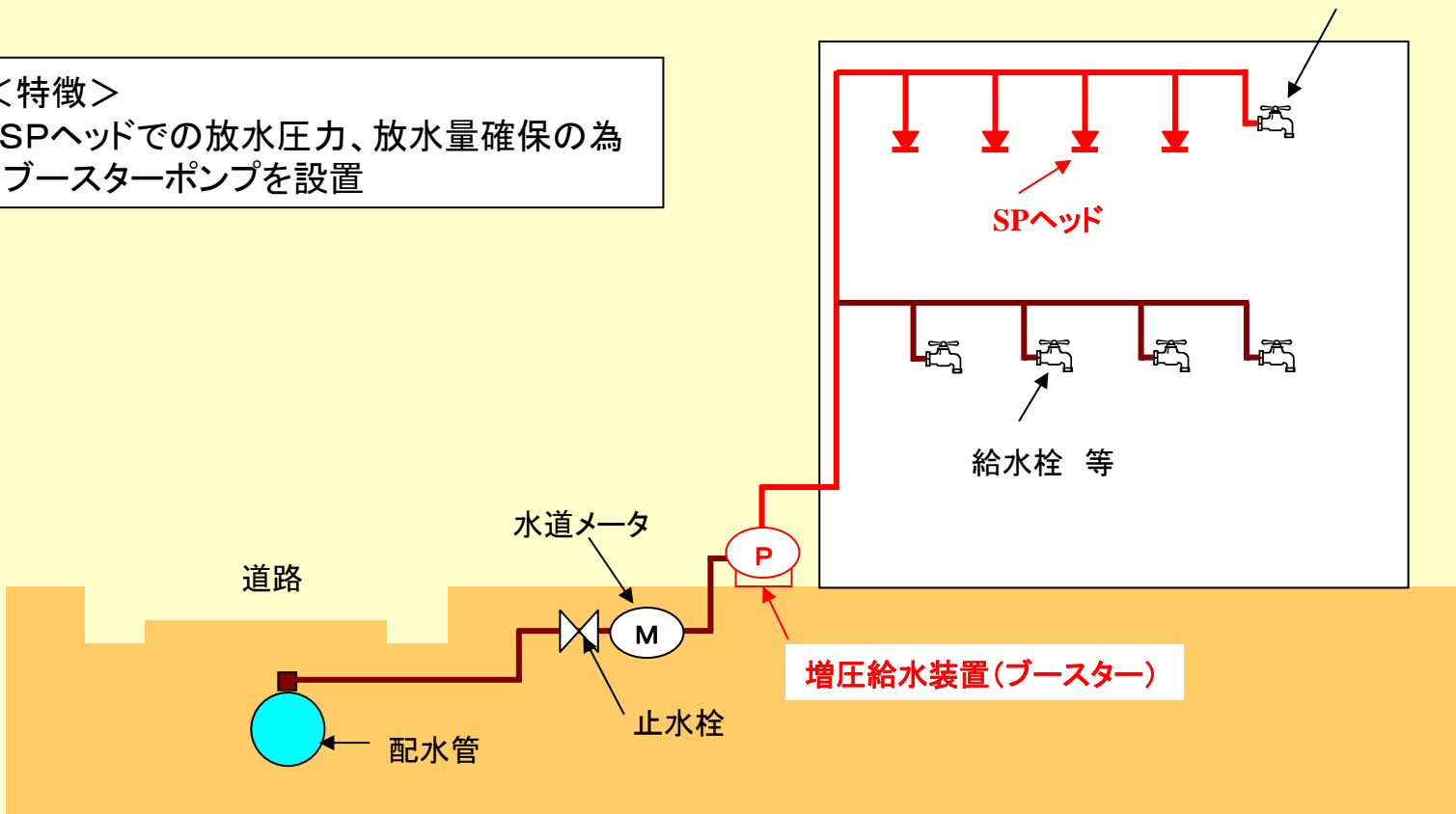
5. スプリンクラー設置の概要

2) 直結増圧直送式(消防予第390号別紙1より)

※水の停滞防止、スプリンクラー設備としての放水確認のため給水栓などを設置

<特徴>

- ・SPヘッドでの放水圧力、放水量確保の為ブースターポンプを設置



※一般の給水とスプリンクラーを系統分けする方法

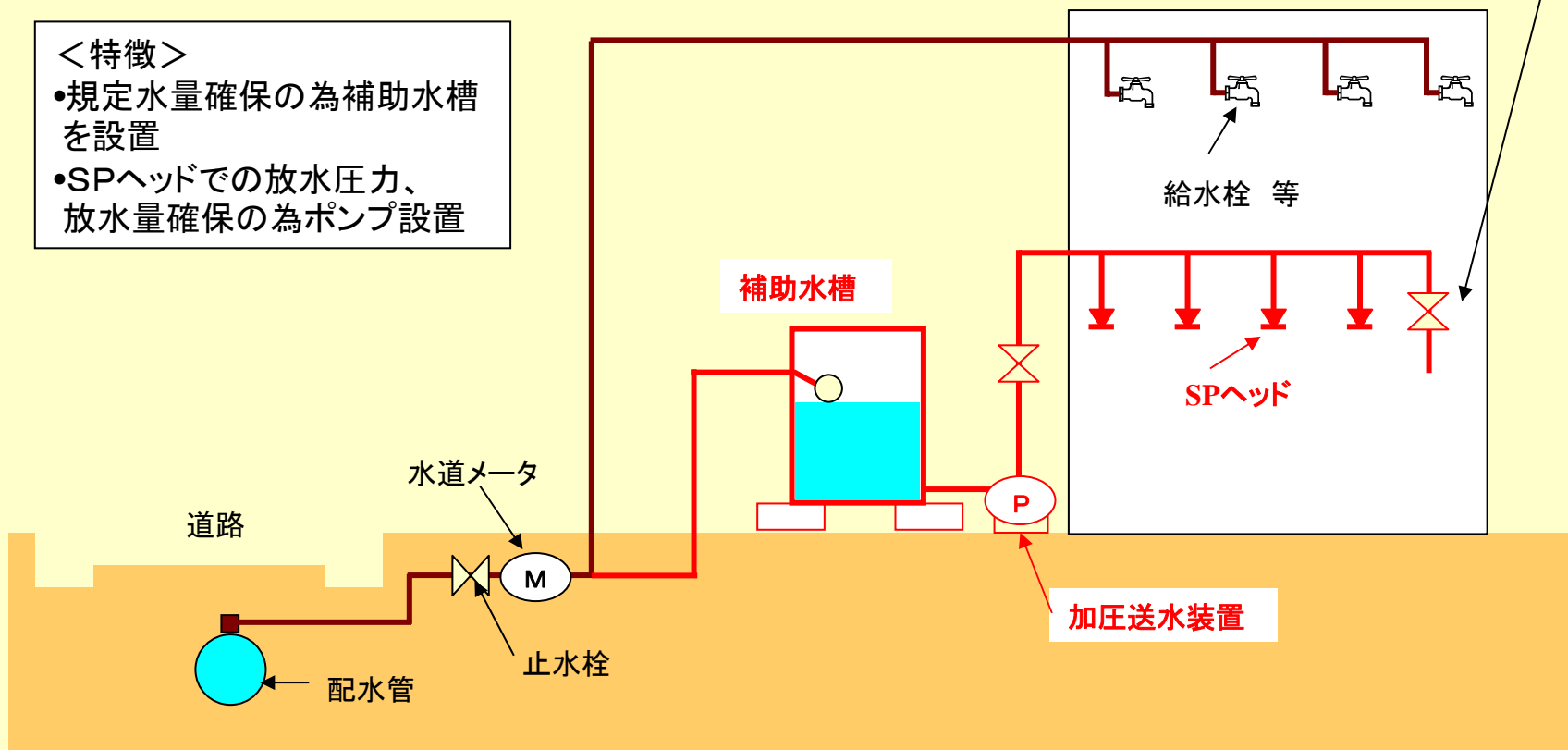
5. スプリンクラー設置の概要

3) 直結・受水槽補助水槽併用式(消防予第390号別紙1より)

※水の停滞防止、スプリンクラー設備としての放水確認のため弁などを設置

<特徴>

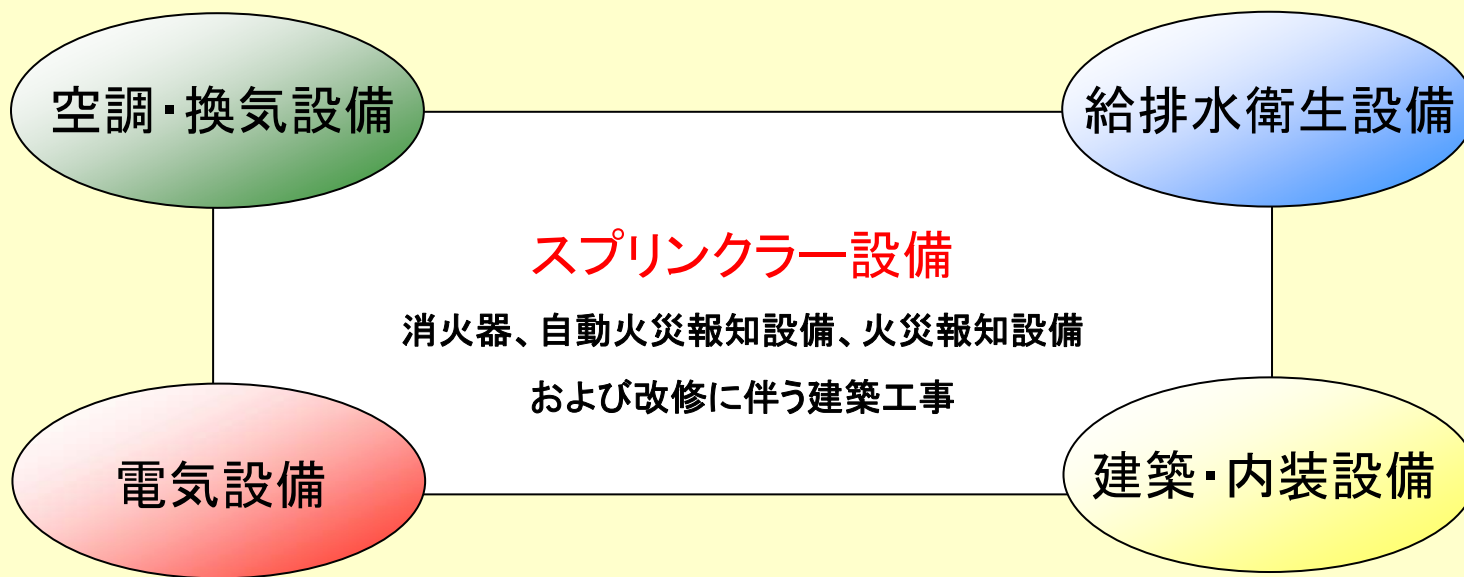
- 規定水量確保の為補助水槽を設置
- SPヘッドでの放水圧力、放水量確保の為ポンプ設置



※水源として必要な水量は、給水管からの流水に補助水槽の容量を加えることで確保

6. スミセツエンジニアリングの事業

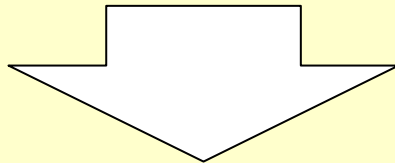
当社は総合エンジニアリング会社です。



上記設備の計画から設計・施工・メンテナンスまで
トータル対応いたします。

7. スミセツエンジニアリングの対応

- ・設置計画
- ・設計図書の作成
- ・消防署、水道局等、公共機関との打合せ
- ・工事および各種検査
- ・メンテナンス、保守管理



スミセツエンジニアリング株式会社へご用命下さい！

【特定建設業(特18)、管工事業、電気工事業、建築工事業】

【お問い合わせ先】

◇大阪営業技術部

TEL:06-6537-3435

◇東京営業技術部

TEL:03-3454-0993